

資本関係・人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限について

岩手中部水道企業団発注の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を制限します。

1 同一入札への参加を制限する基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社。以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の間にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札は、無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。

3 基準の確認方法

該当者には「資本関係・人的関係に関する届出書」（以下「届出書」という。）を提出していただきます。届出書の提出後、その内容に変更が生じた場合は速やかに「資本関係・人的関係に関する変更届出書」（以下「届出書等」という。）を提出しなければならないものとします。

なお、外部からの情報提供等により疑義が生じた場合には、対象業者から適切な資料の提出を求め事実確認を行います。届出が必要であるにもかかわらず届出書を提出しなかった場合または届出書等への虚偽記載や重要な事実の記載を怠った場合には、競争入札等参加資格の取消し又は指名停止等の措置を行うことがあります。

4 入札参加予定者間の連絡

入札参加予定者同士の関係が基準に該当する場合で、本件取扱いに対応する目的のため、当事者間で連絡を取ることは、入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触しないものとします。